

## 平成28年第4回墨田区議会定例会提出予定案件

### 予算

- 1 平成28年度墨田区一般会計補正予算
- 2 平成28年度墨田区国民健康保険特別会計補正予算
- 3 平成28年度墨田区介護保険特別会計補正予算
- 4 平成28年度墨田区後期高齢者医療特別会計補正予算

### 条例

- 1 墨田区組織条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例
- 3 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 4 墨田区監査委員に関する条例の一部を改正する条例
- 5 墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例
- 6 墨田区分譲マンションの適正管理に関する条例
- 7 墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例
- 8 墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

### その他

- 1 本所地域プラザの指定管理者の指定について
- 2 みどりコミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 3 立花ゆうゆう館の指定管理者の指定について
- 4 墨田区亀沢保育園の指定管理者の指定について
- 5 墨田区ひきふね保育園の指定管理者の指定について
- 6 八広児童館の指定管理者の指定について
- 7 江東橋児童館の指定管理者の指定について
- 8 両国子育てひろばの指定管理者の指定について
- 9 文花子育てひろばの指定管理者の指定について

## 平成28年第4回墨田区議会定例会提出予定案件概要

### 条例

#### 1 墨田区組織条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

地域力向上、子ども・子育て支援の一層の充実等、新基本計画を効果的・効率的に進めていくため区長部局の組織体制を整備する。

##### (2) 施行期日

平成29年4月1日

#### 2 墨田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

##### (1) 制定理由

スポーツ及び文化に関する事務について、区長部局において行うこととするため、区長が当該事務を管理し、及び執行することを定める。

##### (2) 内容、施行期日等

別紙1のとおり

#### 3 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

雇用保険法の一部改正(28.3.31公布、29.1.1一部施行)に伴い、所要の規定整備をする。

##### (2) 施行期日

平成29年1月1日

#### 4 墨田区監査委員に関する条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

区の人口が25万人を超えたことにより、監査委員の定数が4人となることに伴い、監査委員の構成を明確化するとともに、識見を有する者のうち常勤の監査委員1名を置くほか、所要の規定整備をする。

##### (2) 施行期日

平成29年4月1日

#### 5 墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由

地方税法等の一部改正(28.3.31公布、29.1.1一部施行)等により、区民税の医療費控除の特例を創設等するとともに、軽自動車税の税率の特例の延長を行うほか、所要の規定整備をする。

##### (2) 内容、施行期日等

別紙2のとおり

6 墨田区分譲マンションの適正管理に関する条例

(1) 制定理由

管理組合の合意形成の円滑化並びに居住者間及び地域とのコミュニティの形成を推進するとともに、良好で継続的な住環境の維持促進を図り、もって区民の財産及び安全で安心な居住環境並びに良好な市街地環境の保護に寄与するため、区内の分譲マンションの管理に関して必要な事項を定める。

(2) 内容、施行期日等

別紙3のとおり

7 墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

区内における木造住宅耐震改修を更に促進するため、次のとおり緊急対応地区の区域を拡大する。

現 行	改 正 案
<p>本所三丁目 東駒形二丁目及び三丁目 横川二丁目 向島四丁目 東向島一丁目及び四丁目から六丁目 まで</p> <p><u>墨田一丁目から四丁目まで</u> <u>押上三丁目</u> <u>京島二丁目及び三丁目</u></p> <p><u>八広一丁目、八広二丁目1番から5 2番まで、八広三丁目1番から35番 まで、八広四丁目1番から47番まで 及び八広五丁目</u> <u>立花二丁目</u></p>	<p>本所三丁目 東駒形二丁目及び三丁目 横川二丁目 向島一丁目から五丁目まで 東向島一丁目から六丁目まで</p> <p><u>堤通一丁目及び二丁目</u> <u>墨田一丁目から五丁目まで</u> <u>押上一丁目から三丁目まで</u> <u>京島一丁目から三丁目まで</u> <u>文花一丁目から三丁目まで</u> <u>八広一丁目から六丁目まで</u></p> <p><u>立花一丁目から六丁目まで</u> <u>東墨田一丁目から三丁目まで</u></p>

(2) 施行期日

平成29年1月1日から施行し、同日以後に交付申請があった助成金について適用する。

8 墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

社会経済情勢の変化に伴う廃棄物処理原価の上昇により生じた、廃棄物処理手数料との乖離を解消し、受益者負担の適正化を図るため、次のとおり廃

棄物処理手数料を改定する。

区 分	手 数 料		
		現 行	改 正 案
1 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10キログラムを超える量1キログラムにつき	36円50銭	40円
2 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1キログラムにつき	36円50銭	40円
	有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに	69円	76円
3 臨時に排出する占有者又は事業者	1キログラムにつき	36円50銭	40円
	粗大ごみ1品目当たりの手数料限度額	2,500円	2,800円
4 区長の指定する最終処分場に運搬した事業者	1キログラムにつき	9円50銭	現行どおり

(2) 施行期日

平成29年10月1日

その他

1 本所地域プラザの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、本所地域プラザの指定管理者を次のとおり指定する。

(1) 施設の名称 本所地域プラザ

(2) 指定管理者 一般社団法人 地域プラザBIGSHIP

(3) 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

2 みどりコミュニティセンターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、みどりコミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

(1) 施設の名称 みどりコミュニティセンター

(2) 指定管理者 相鉄企業株式会社

(3) 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

3 立花ゆうゆう館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、立花ゆうゆう館の指定管理者を次のとおり指定する。

(1) 施設の名称 立花ゆうゆう館

(2) 指定管理者 特定非営利活動法人 てーねん・どすこい倶楽部

(3) 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

- 4 墨田区亀沢保育園の指定管理者の指定について  
地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区亀沢保育園の指定管理者を次のとおり指定する。
- (1) 施設の名称 墨田区亀沢保育園
  - (2) 指定管理者 社会福祉法人 清心福祉会
  - (3) 指定期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 5 墨田区ひきふね保育園の指定管理者の指定について  
地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区ひきふね保育園の指定管理者を次のとおり指定する。
- (1) 施設の名称 墨田区ひきふね保育園
  - (2) 指定管理者 社会福祉法人 愛理会
  - (3) 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 6 八広児童館の指定管理者の指定について  
地方自治法第244条の2第3項の規定により、八広児童館の指定管理者を次のとおり指定する。
- (1) 施設の名称 八広児童館
  - (2) 指定管理者 株式会社小学館集英社プロダクション
  - (3) 指定期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
- 7 江東橋児童館の指定管理者の指定について  
地方自治法第244条の2第3項の規定により、江東橋児童館の指定管理者を次のとおり指定する。
- (1) 施設の名称 江東橋児童館
  - (2) 指定管理者 社会福祉法人 雲柱社
  - (3) 指定期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
- 8 両国子育てひろばの指定管理者の指定について  
地方自治法第244条の2第3項の規定により、両国子育てひろばの指定管理者を次のとおり指定する。
- (1) 施設の名称 両国子育てひろば
  - (2) 指定管理者 ライフサポート株式会社
  - (3) 指定期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 9 文花子育てひろばの指定管理者の指定について  
地方自治法第244条の2第3項の規定により、文花子育てひろばの指定管理者を次のとおり指定する。
- (1) 施設の名称 文花子育てひろば

( 2 ) 指定管理者 社会福祉法人 ベタニヤホーム

( 3 ) 指 定 期 間 平成 2 9 年 4 月 1 日 から平成 3 0 年 3 月 3 1 日 まで

